

清稜監査法人における実効的な組織運営に関する取組（監査法人ガバナンス・コード）の適用状況

判定について ○現時点で適用できていると考えられる項目

△現時点で一部適用しているが不十分と思われる項目

×現時点では全く適用できていない項目

要 求 事 項	判 定	清 稜 監 査 法 人 の 状 況
原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
1-1. 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	○	当法人は全員参画経営を志向しているため法人内に、経営評価委員会、常務会、業務委員会、総務委員会、品質管理委員会、品質推進協議会、監査実施者評価委員会を設け、構成員全員がその一つ又は二つの委員会に属するようにしています。
1-2. 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	○	定期的に会長からの品質重視の風土の醸成のための法人の運営方針が全員に対してアナウンスされています。また、それを実践するための考え方や行動の指針を定めて法人内に展開しています。
1-3. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	○	監査業務の品質を最優先することが当法人の方針であり、この方針を、専門要員の評価、報酬及び昇進等の人事に関する方針及び手続に反映させています。
1-4. 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	○	当法人は、全員参画経営を目指すことにより、開放的な組織文化・風土が醸成されており、その結果、構成員による会計監査を巡る課題や知見、経験の共有や、積極的な議論が行われています。
1-5. 監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	○	当法人では、監査業務が業務全体の大部分を占めており、非監査業務は極めて限定的です。また、社員については、運営規則により利益相反取引を厳しく制限しています。常勤職員については、原則、兼業・副業を認めていません。非常勤職員については、契約書により利害関係のあるクライアントにはアサインできないことになっています。
1-6. 監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	N/A	該当事項はありません。
原則 2 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
2-1. 監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	○	当法人には、最高意思決定機関である社員会の下に実効的な経営機関として常務会があり、さらに法人組織として、経営評価委員会、総務委員会、業務委員会、品質管理委員会、品質推進協議会、監査実施者評価委員会を設けることによって組織的な運営を行っています。
2-2. 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	○	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、監査責任者と審査担当者のサポートとして、品質管理委員会による重要事項の内容分析と対応策の検討を経て常務会、必要な場合に社員会で対応が協議され、法人として適切な対応と判断ができる態勢を構築しています。
・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	○	当法人では、コミュニケーションの充実を運営方針に掲げており、監査責任者と監査チームの主要メンバーが、財務諸表に重要な虚偽表示が行われる可能性、並びに企業の実態及びその環境に基づき適用される財務報告の枠組みについて討議すること、及び、虚偽表示リスクについて、経営者や監査役等と深度あるコミュニケーションを行うことを重視しています。
・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	○	当法人では、能力開発規程を設け、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成を行っており、監査実施者評価規程を設け、人事管理・評価等に係る体制の整備を行っております。
・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	○	・ 当法人は全ての企業監査業務の監査調書を電子調書に移行しています。監査調書の電子化により、監査調書の事後的な修正は物理的に不可能な状態にすることはもちろん、監査責任者による監査調書の適時査閲や品質管理委員会による随時の監査調書のモニタリングを通じて監査品質の向上につなげていきます。 ・ クラウドサーバーやグループウェアの活用、Web会議システムの導入等のIT基盤の整備により在宅勤務を含むリモート環境下でも法人内や監査チーム内の円滑な情報共有やコミュニケーション、随時の内部研修会の開催を可能としています。 ・ 監査業務PCには、PC内のデータレス化による情報漏洩対策ソフト、及びPCのセキュリティ管理を遠隔で実施できるモニタリングソフトのインストールすることでITセキュリティリスクに備えています。 ・ 監査手続においてもITの積極的な利用を図るため、マクロプログラミングによる業務の効率化・深度化を図っており、より大量のデータを効率的に扱うためのCAATツールとしてACLを導入しています。
2-3. 監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	○	会長は、常務会のメンバー、各委員会の委員長及びその構成員の選定についてはその機能が十分発揮するよう慎重に検討し、社員会の承認を得ています。

	要 求 事 項	判 定	清 稜 監 査 法 人 の 状 況
原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。		
3-1.	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	○	当法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、経営評価委員会を設置し、経営評価委員会規程にその役割を定めています。
3-2.	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	○	経営評価委員会規程において、委員 2 名のうち 1 名は法人外部の独立性を有する第三者を選任することとし、各経営機関による経営機能の実効性の監督・評価や経営機関による実効性の発揮の支援の役割を定めています。当該第三者については、過去を含めて当法人の社員又は職員以外であることを条件として、相応の学識又は実務の経験及び知見を有する方を選任し、客観的見地から法人運営に有用なご意見の提供を期待しています。
3-3.	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	○	経営評価委員会規程では、その役割を「法人の経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する」と包括的に規程しており、左記に期待される業務は包含されています。
3-4.	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	○	経営評価委員会のメンバーは、社員会、常務会に出席、又は議事録を閲覧するとともに、その他の委員会等に対しても活動状況の報告を求めることができることとしており、経営評価委員のうち当法人の社員が、外部の独立性を有する第三者に必要な情報提供等の補佐を行うこととしています。
原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		
4-1.	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである	○	当法人では、定期的に業務委員会及び品質管理委員会を開催しており、監査の品質向上に向けた意見交換や業務の在り方に関する議論を積極的に行っています。また、業務委員会と品質管理委員会の主要メンバーで構成する品質推進協議会を設置し、法人の品質向上のための具体的施策について協議を行っています。
4-2.	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	○	当法人では、品質管理規程第 6 章（第 20 条～第 25 条）並びに監査実施者の評価に関する規程により法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用しています。専門要員の昇進については実施した監査業務の品質（職業的懐疑心の発揮を含む。）や職業倫理（独立性を含む。）の遵守状況を特に考慮することとなっています。
4-3.	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	○ ○ ○ ○	各構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、バランスに配慮した構成員の配置を行っています。 当法人における非監査業務は限定的ですが、コンサルティング業務や調査業務には若い人を中心に知見や経験を獲得する機会を提供しています。 各構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用しています。 当法人では、能力開発規程を設け、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成を行っており、監査実施者評価規程を設け、人事管理・評価等に係る体制の整備を行っております。
4-4.	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	○	当法人では、コミュニケーションの充実を運営方針に掲げており、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を行うとともに、監査現場においてもチーム内や被監査会社との間での十分な意見交換や議論を行うようにしています。
4-5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	○	当法人では、品質管理規程第 53 条に不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するようにしております。
原則 5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		
5-1.	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	○	当法人は『監査品質に関する報告書』において、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて説明しており、当法人のホームページに掲載して一般に閲覧可能としています。

	要 求 事 項	判 定	清 稜 監 査 法 人 の 状 況
5-2.	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	<p>○</p>	<p>当法人のホームページに掲載している『監査品質に関する報告書』における対応状況は以下のとおりです。</p> <p>「1.1 代表メッセージ」において説明しています。</p> <p>「1.2 清稜監査法人の目指すところ 行動指針」において説明しています。</p> <p>監査法人の中長期的に目指す姿は、「1.1 代表メッセージ」、「1.2 清稜監査法人の目指すところ 行動指針」において説明しています。また、各項目において、監査品質の指標を記載しています。</p> <p>「2.1 品質管理基盤」において説明しています。</p> <p>「2.2 組織ガバナンス基盤」において説明しています。</p> <p>同上</p> <p>「2.1.2 職業倫理と独立性」において説明しています。</p> <p>「2.3 IT基盤」において説明しています。</p> <p>「2.4 人的基盤」において説明しています。</p> <p>「2.5 財務基盤」において説明しています。</p> <p>「2.6 国際対応基盤」において説明しています。</p> <p>監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価は当年度（2025年8月期）において実施中です。</p>
5-3.	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	N/A	該当事項はありません。
5-4.	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	○	<p>・ 会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて「監査品質に関する報告書」を用いて被監査会社に対して説明を行うとともに必要に応じて意見交換を行っています。また、当法人のホームページに「監査品質に関する報告書」を掲載しており、外部からの照会メールを受信する体制を整備しております。また、経営評価委員たる独立性を有する第三者の知見を活用する体制を整備しています。</p> <p>・ 「被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換の取組みについては、日本公認会計士協会の施策等を活用しつつ対応しています</p>
5-5.	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	○	<p>当法人が実施する品質管理システムのモニタリングや監査業務の定期的検証を通じて監査品質の向上に向けた取組みの実効性は定期的に評価しています。なお、本原則の適用の状況の評価は、当年度（2025年8月期）において実施しています。</p>
5-6.	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	○	<p>・ 被監査会社との意見交換から得た有益な情報は組織的な運営の改善に向け活用しています。被監査会社以外の資本市場の参加者等との意見交換等の活用については、日本公認会計士協会の施策等を活用しつつ対応を検討しています。なお、本原則の適用状況の評価結果の活用は当年度（2025年8月期）において実施しています。</p>